

令和4年度  
社会福祉法人阿波市社会福祉協議会 事業計画

『基本方針』

阿波市では、超高齢化社会が進展し人口減少が続く中、支援を必要とする高齢者・障がい者・生活困窮者等は増加傾向にあります。また、長引くコロナ禍による貧困や社会的孤立といった生活課題も生じており、福祉に対するニーズはますます多様化・複合化しています。

このような状況の中、阿波市社会福祉協議会では、「すべての人が住み慣れた地域でどのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくりの実現」を目指し多様な主体が連携し、身近な地域で困りごとを受け止め、支えあえる地域づくりの取り組みを進めていきます。

また、国連の提唱する持続可能な開発目標であるSDGsについて、阿波市社会福祉協議会の目指す方向が重なることから、事業計画に該当する目標（アイコン）を記載し、組織としてSDGs推進を表明します。

(重点事項)

1. 社会福祉協議会の活動基盤の整備と健全経営の確立
2. つながり合える地域づくりの推進強化
3. 自立支援に向けた相談・支援活動、情報提供体制の強化
4. 福祉の視点に立った介護サービスの展開



1. 法人経営部門

本会事業の取り巻く現状は、ますます厳しさを増しています。安定的な社協経営を継続するため、法人経営基盤の見直しに努め、阿波市社会福祉協議会としての「総合力強化」を目標に組織経営改革に積極的に取り組みます。

(1) 法人運営基盤の強化

ア. 会務の推進

本会の組織運営をはじめ、事業計画・予算及び決算等運営全般の審議を行うとともに、各機関間（理事会、評議員会、監査）の相互牽制機能の強化に努めます。

イ. 組織・機構の総体的な見直し

効率的な法人運営を行うために、組織を肥大化させず、柔軟かつ的確に対応できるように組織全体を総体的に見直していきます。あわせて、職員の専門性や適応性を勘案し、適正な配置を行います。また、財政の健全化と共に、福祉サービスや地域福祉の向上を目的とした今後の組織を支える職員構造の

あり方も検討します。

ウ. 会員制度の充実

会員の期待を十分に勘案し、それに応える事業展開をするとともに、収支のコストと費用対効果を意識し、経費の収支を明確にします。

エ. 会計・事務処理の効率化の実現

業務全般にわたり効率化と経費の削減を進めるため、月次経営収支、業務実施状況、月次業務予定等を周知し、現状に即した事業予算の執行状況を明確にした健全な事業運営に努めます。

オ. 職員の資質向上

全ての職員を対象とした職場研修の実施や、職員の資質や専門性の向上のため、業務上必要な資格取得を奨励し必要な支援を行います。

カ. 法令遵守の管理体制の強化

個人情報等の適切な取り扱いを徹底するとともに、法令遵守に対するガバナンスの強化や運営の透明性の確保を徹底し、会員たる住民に対する説明責任を果たしていきます。

キ. 働き方改革への取り組み

ワークバランスが実現できるようにするため、年次有給休暇の取得推進、非正規職員の処遇改善に取り組み、魅力ある職場づくりを進めます。

ク. BCP（事業継続計画）の作成

災害時の対応や非常時の優先業務を明確にし、早期により多くの業務を実施可能にするるとともに、発災により低下する通常業務を効果的に回復することを目的にBCPを作成します。

ケ. 経営・財政基盤の強化

地域住民の福祉ニーズにすみやかに対応し、きめ細かなサービスを提供するために自主財源の確保に努めます。

コ. 事務事業評価への取り組み

本会の存在意義の明確化、経営理念の再構築を図り、住民に支持される社協づくりを進めるための事務事業評価を行います。

サ. 指定管理施設の運営管理

指定管理者制度による施設の効率的な維持管理と運営を行います。

- ・ 吉野地域福祉センター
- ・ 土成保健センター
- ・ 市場老人福祉センター
- ・ 阿波健康福祉センター

(2) 苦情解決機能の強化

サービス利用者がより良くサービスを活用し、自己実現につながるように、お客様相談窓口の存在を周知し、第三者委員の活動など苦情解決機能を強化します。



## 2. 地域福祉活動推進部門

全ての地域住民が尊重し合い、安心して暮らすことのできる福祉コミュニティの実現を目指します。

### (1) 地域福祉活動計画の実行

第2次地域福祉活動計画（令和元年度から令和5年度）を基本に地域福祉課題の解決に向けて、4地区の地域福祉活動計画実行委員会を中心に住民や関係団体と共に取り組みます。また、地域のみでは解決されにくい課題に対しては、本会や関係機関とのネットワークを最大に生かし、計画の推進に努めます。全体研修会では、4地区実行委員会での活動報告や意見交換会を開催し情報の共有を図っていきます。

### (2) 地域福祉推進委員会の設置

地域課題を踏まえ、課題解決に向けての話し合いを進めていきます。また、4地区の特色を活かした積極的な地域福祉の推進をしていきます。

### (3) 地域見守りネットワーク活動の推進

- ・小地域サロン活動への支援、協力の強化
- ・各団体、関係機関との連携強化とネットワークの拡大
- ・要支援者へのアウトリーチ進め、緊急時に関係機関と連携がとれるよう体制整備を進めます。

### (4) ボランティア・住民活動の推進

ボランティア活動の推進のため各種ボランティア養成研修事業の実施や、活動に関する広報啓発活動、ボランティアセンターの機能強化、地域資源の活用による事業の一層の充実を図り、心豊かな福祉のまちづくりを推進していきます。

#### ア. ボランティアセンター機能の強化

地域で安心して暮らせるまちづくりのために各支所で柔軟に対応できるようボランティアの拠点を整備していきます。

#### イ. ボランティアの養成

ボランティア活動を支える知識や技能の習得の機会を提供するため、各種養成講座や体験できる機会の場を提供し、人材育成に努めます。

#### ウ. ボランティア情報の発信

広報誌、SNS、ホームページ等を活用し、ボランティア活動の情報を発信していきます。

#### エ. 地域福祉教育の推進

市内の小・中・高等学校を対象に、福祉教育の研究と実践を通して、児童や生徒の健やかな成長に応じ、思いやりのある福祉の心を育成します。

#### オ. 災害時に備えた要援護者支援体制づくりの整備

地震などの大規模災害に備え、災害時要援護者の把握や災害活動支援ボランティアの育成や研修を行います。

- ・防災に関する取り組みや被災時の避難所に関するセミナーを開催します。
- ・市並びに市内社会福祉法人施設や関係機関との連携を図ります。

- ・阿波市社協職員災害時対応マニュアルの整備と確認します。
- ・災害ボランティアセンター運営マニュアルに沿った訓練を実施します。

カ. 阿波市社協アマチュア無線クラブ非常通信ボランティア活動の推進  
キ. 防災訓練への参加(自主防災訓練、市防災フェスタ)への協力

(5) 阿波市生活支援ボランティア事業の推進

介護保険制度等で頼めない日常のちょっとした困りごとを、地域みんなで一緒に支え合い「誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活ができ、健康寿命を延ばしていけるよう」ちょこっとサポートの啓発活動や支援をしていきます。

(6) 善意銀行を活用して地域の課題解決と支援を継続的に行える事業

地域のニーズや課題に柔軟に対応できるよう支援、協力をしていきます。

(7) 障がい者の自立に向けた環境づくり

障がいのある方が気軽に集まれる場、就労、支援関係者のネットワークづくりを一層強化します。

ア. 地域生活支援事業(市受託)

(ア) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、12月の「障害者週間」に障がい者及び関係施設等から日頃の活動や個人の趣味や特技、活動、コメント等をパネル展示等を通じて発信していき、住民が自由に足を運べるきっかけの場を作り、「障がい」について改めて考えてもらえるよう取り組みます。

(イ) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び、余暇活動等や社会参加のための外出を支援します。

(ウ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツを通じて体力増強や交流、親睦や自立と社会参加の推進を目的として、障がいの程度に関わらず、誰もが参加出来るニュースポーツを中心に開催します。

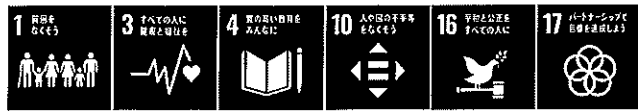
(8) 共同募金・歳末助け合い運動の推進

地域福祉推進のため、共同募金運動に支援と協力をしていきます。

(9) 各団体の事務局として活動支援

福祉団体の自立運営に向けた支援を行います。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| ・阿波市身体障害者会   | ・阿波市老人クラブ連合会    |
| ・阿波市手をつなぐ育成会 | ・阿波市母子寡婦福祉連合会   |
| ・阿波市婦人団体連合会  | ・地区民生委員児童委員協議会  |
| ・阿波市遺族会      | ・阿波市ボランティア連絡協議会 |



### 3. 相談支援・権利擁護部門

新型コロナウイルス感染症の長期化は、住民の価値観や生活様式に大きな影響をもたらしました。地域における関係性も希薄化し、多くの地域活動等が休止を余儀なくされており、新たなニーズも発生するなど、地域課題・生活課題が多様化しています。

このような状況の中、様々な生活課題を抱えながらも、社会的孤立や制度の狭間により支援に結びついていない人を深刻な状況になる前に発見し、支えあいの取り組みの充実や支援体制をつくり、権利擁護を実現していきます。

#### (1) 総合相談支援の充実（ふれあい福祉センター事業）

住民一人ひとりの困りごとや相談を受けとめるため、市や他機関と連携を図り「総合的な相談体制をつくる」ことが必要とされています。地域には、制度の狭間にある人や引きこもりの問題、また「8050問題」など複雑な困りごとを抱えている人もいます。自らSOSを発信できない人へはアウトリーチ（訪問活動）を行いながら、身近な相談相手である民生委員児童委員と協力し、福祉の総合相談窓口体制を目指します。

- ・心配ごと相談、無料法律相談、行政相談、人権相談、結婚相談
- ・心の相談窓口
- ・ふれあい福祉センター相談員研修会の開催
- ・障がい者の親の心のケア（土成支所）
- ・福祉・介護相談
- ・成年後見・相続・遺言相談（本所）
- ・年金相談（吉野支所）

#### (2) 民生委員児童委員との連携

地域住民が抱える生活課題やこれに対応するサービスも多様化する中、民生委員児童委員及び関係機関等との連携強化を図り、地域住民にとって、最も身近な相談・支援者である民生委員児童委員と地域における福祉ニーズを発見し、課題解決に向けて取り組みます。

#### (3) 障がい者等の権利擁護に関する取り組み

判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の権利や財産を守り、本人の生き方を尊重し、地域で自立して生活が送れるよう支援の充実を図ります。

##### ア. 日常生活自立支援事業（県社協受託）

- ・判断能力が十分でない方に対し、本会が福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的な金銭管理及び、書類等預かり支援を実施します。
- ・専門員、生活支援員の配置をします。

##### イ. 法人後見事業

- ・意思決定が困難な方の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人または補助人になり、財産管理や身上監護を行い、その権利を擁護します。
- ・後見業務の実施にあたり、受任の適否の判断や後見業務の指導を行い、適正な後見業務を実施するため、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に行政職員や、障がい者施設職員等を加えた6名で組織する運営委員会を適宜開催し、事業を実施します。

#### ウ. 金銭管理等支援サービス事業

- ・本会独自の事業として、初期認知症等加齢により心身の不安定な状態の一人暮らし高齢者や、障がい者等で自己決定能力が低下している方が、自立した地域生活を送れるように日常的な金銭管理等のサービスを実施し、見守り等の支援を実施します。

### (4) 生活困窮者に対する生活支援

住民が地域社会において、日常生活を営む上で直面する様々な生活困難課題の緩和及び解消のために、関係機関等と連携し柔軟な個別支援が行われるよう支援します。

#### ア. 生活福祉資金貸付事業（県社協受託）

特に、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、本制度を利用する世帯が急増しました。貸付にあたっては、生活困窮者自立相談支援事業との連携が必須となっており、今後、償還の対応が始まりますが、自立相談支援員が対象となる世帯に積極的に関わりながら、様々な生活支援サービスと合わせ一人ひとりに寄り添いながら生活再建に努めます。

#### イ. 生活困窮者自立支援事業（市受託）

経済的に生活に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ります。

##### ・自立相談支援事業

本会に「くらしサポートセンター阿波」を開設し、経済的理由等から生活に悩みや課題を抱える方の相談を受け、相談内容に応じた支援方法を判断した上で、活用できる各種サービスや情報提供および助言を行います。また継続的な支援が必要な場合は問題解決に向けた支援計画を作成し、自立した生活を送れるように支援します。

##### ・就労準備支援事業（新規）

自立相談支援に基づき、直ちに就労することが困難な方に対し、可能な限り就労による自立を目指すことができるよう、生活面や福祉面での支援を行いながら就労支援を行います。

##### ・家計改善支援事業

家計改善支援員を配置し、自立相談支援機関と協働して生活困窮者からの相談に応じ、家計の見直しなどを一諸に行うことにより、家計を管理する能力を高め、早期に生活が再生されるようきめ細かい支援を実施します。

##### ・こどもの学習・生活支援事業

世帯の経済的理由等により学習の機会が失われないよう高校受験や将来の自立に向けて、養育相談や学びの機会の提供を行うため学習支援並びに生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、子どもの教育及び就労に関する支援等を実施します。

### (5) 高齢者・障がい者・児童等に対する虐待防止活動の推進

高齢者・障がい者・児童への虐待の防止のため、これまでの各種の虐待防止に関する取り組みを強化するためのネットワークの構築や相談支援の強化を行います。



## 4. 介護・生活支援部門

介護保険法、障害者総合支援法を基盤とし、介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアの推進を念頭におき、居宅介護サービス事業の整備・運用に努めます。

新型コロナウイルス感染症については、引き続き予防対策を徹底し、安全安心なサービス提供に努めます。また感染者が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう努めます。

### (1) 在宅福祉サービス部門の機能強化

#### ア. サービスの質の向上と量的ニーズへの対応

サービスの質の向上は利用者への適正な介護には不可欠です。資格試験の幹施や各種研修等を通じて、資質の高い職員を養成し、よりきめ細かいサービスの向上に努めます。また様々な広報媒体や機会をとらえ、住民に対する介護サービスの制度や仕組みの周知を図ります。

#### イ. 経営体制の整備

在宅福祉サービス事業の健全経営を推進し、新規利用者の獲得と事業所の運営加算等による収入の増加を図るとともに、コスト削減を徹底し安定した収益が望めるように努めます。

#### ウ. 地域福祉の推進と在宅福祉サービスとの連携

本会の行う小地域ネットワーク事業等の地域福祉活動に利用者と家族を組み入れ、地域の中で自立した生活を営むことができるよう支援する在宅福祉サービスに努めます。

#### エ. 各部門間の連携

本会の法人運営部門、地域福祉推進部門、地域包括ケアシステム、医療体制、各介護サービス事業者等との連絡体制を密に行い、恒常的な情報交換・研修会等において連携を深めていくように努めます。

#### オ. 財務体質の向上

財務管理を徹底して行い、無駄を排除することで財務体質を保つよう努めます。

### (2) 介護保険サービス事業・地域支援事業の経営

居宅介護支援事業や各種指定居宅介護サービス事業、地域支援事業を実施して、介護・支援を必要とする世帯を支援し、在宅福祉の充実を図ります。また、要支援と認定された高齢者が要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営む事が出来るように支援するための介護予防・日常生活支援サービスを提供いたします。

地域福祉との連携によって、介護保険法・地域包括ケアシステムに対応できる体制を整え、取り組みを充実します。

#### ア. 居宅介護支援事業

介護支援専門員が要介護状態及び介護予防・日常生活支援事業対象の方に対し、ご本人様とご家族様の生活環境や心身の状態を考慮した介護支援計画を作成し、常に医療機関及び各介護サービス事業者との連携を図りながら、自立に向けた生活設計ができるよう支援します。

イ. 訪問介護事業

訪問介護員が利用者のお宅を訪問し、必要な生活支援や身体介護、助言等を行います。

ウ. 通所介護事業

要介護者の心身機能の維持向上を図るとともに、介護者の身体的・精神的な負担の軽減を図り、デイサービスセンターへの送迎、健康チェック、入浴サービス、食事等を提供し、日常生活が円滑に営めるよう生活指導・口腔体操・集団体操・レクリエーション等の各種サービスを提供いたします。

エ. 子育て応援ヘルパー派遣事業

子育て家庭の心身の健康を維持すると共に、児童福祉の向上を目的として、子育て応援ヘルパーの派遣を行います。対象者は妊娠中や体調不良などの事由により、家事又は育児を行うことが困難な方で、家事に関する事や育児に関する事及び相談等を行います。

(3) 介護認定訪問調査業務の受託

介護保険法に基づく介護認定申請者に対して、介護支援専門員の資格を持つ調査員が公正・中立的な立場で認定調査を行います。

(4) 障害者総合支援法による事業の推進

利用者が安心して在宅で生活するためのサービスの提供をします。

ア. 障がい者ホームヘルプ事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

ホームヘルパーが障がいのある方の居宅を訪問して介護や家事援等の必要な援助を行います。

(5) 阿波市地域活動支援センターの運営（市受託）

（あわデイサービスセンター併設）

障害者総合支援法にもとづき、障がいのある方を対象として創作活動・生産活動・社会との交流促進などの機会の提供を行います。



## 5. その他、地域福祉推進及び本会の運営に必要な事業

(1) 消費者相談・啓発等業務（市受託）

消費者安全法に基づき、市が設置する消費生活センターへ専門資格を持つ職員を派遣し、事業者に対する消費者の苦情や相談のほか、消費者啓発活動や生活に関する情報提供などを行います。

(2) 阿波市デマンド型乗合交通予約センター

（阿波市地域公共交通活性化協議会受託）

令和3年4月から本格運行を行うデマンド型乗合交通において、予約センター業務を受託し、買い物や通院のための交通手段を確保し、利用者のニーズに応じた配車を行います。